

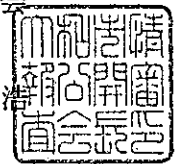
行政文書公開決定等審査報告書

令和5年8月28日

大和市長 古谷田 力 殿

大和市長情報公開審査会

会長 大津 浩



令和5年6月21日付けで諮問された行政文書の公開決定等に対する審査請求について、次のとおり報告します。

<p>公開請求に係る行政文書の名称又は内容</p>	<p>大木奈緒子に係る『人事記録台帳』のうち、採用からの勤務経歴又は任免 なお、当該採用からの勤務経歴又は任免とは、市職員として採用された後の各年度における所属部課所が明らかになるものである。</p>
<p>審査の結果</p>	<p>実施機関が人事記録台帳全体を条例第7条第1号本文に該当するものとして非公開決定とした判断は妥当ではなく、本審査会は、実施機関に対して、改めて給料額及び退職手当額が明らかになる部分を非公開情報として、これ以外の職員氏名、役職、配属先等の部分を公開情報として区分した上で、審査請求人に部分公開するよう求める旨答申する。</p>

第1 審査請求の経過

- 1 令和5年1月10日、審査請求人は、市の特定の職員（大木奈緒子）に係る人事記録台帳のうち、採用からの勤務経歴又は任免が記載された文書（以下「本件対象文書」という。）を対象文書とし、大和市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条に基づき情報公開請求（以下「原請求」という。）をした。
- 2 同年1月24日、実施機関は、原請求につき、本件対象文書全体につき、条例第7条第1号所定の非公開情報（個人に関する情報）に該当することを理由に、条例第11条第2項に基づき非公開決定処分（以下「原処分」という。）をした。
- 3 同年2月6日、原処分に対し、審査請求人から審査請求がなされた。

第2 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、大木奈緒子に係る『人事記録台帳』のうち、採用からの勤務経歴又は任免を公開せよ。

第3 当事者の主張

1 審査請求人の主張

実施機関は、本件対象文書については、「個人に関する情報であるため。」（条例第7条第1号）に該当するとして非公開であるという。しかしながら、実施機関は、過去において、2名の特定の職員に係る『任免調書、若しくはそれに類するもの』の一部（本件非公開情報と同旨）、換言すれば採用からの勤務経歴又は任免部分を既に公開していることは固より、職員の氏名、所属、役職については、職員名簿として、大和市本庁舎1階情報公開コーナーに備え付け、以って、閲覧に供する事実を鑑みれば、本件非公開情報は、条例第7条第1号所定の個人情報に該当するか否かにかかわらず、最早、秘匿性を必要としない公開対象情報であることから、大和市長が、自身の娘に係る採用からの勤務経歴又は任免（本件非公開情報）を非公開と処分することは、権利の濫用として許されず、したがって、実施機関は審査請求人に対し、本件非公開情報を公開する義務を負うものである。（以上、審査請求書より。）

実施機関は、職員名簿等は一定期間公表しているが、それは市政執行における行政の責務として、市民に対する説明責任の観点から公表しているものであり、人事記録台帳とは考え方を異にするものであるという。しかしながら、本件審査請求の趣旨とは、人事記録台帳が公開の対象となるか否かではなく、『人事記録台帳』に記載（記録）されている「採用からの勤務経歴又は任免」（本件非公開情報）が秘匿性を有する個人情報に該当するか否かであり、その否の事由として、同旨の記録が『職員名簿』に表示され、かつ、公開されている状況下においては、本件非公開情報は法的保護を必要とせず、この事実は、『職員名簿』の公表期間に左右されるものではない。したがって、実施機関は、本件非公開情報を公開する義務を負うものなのである。（以上反論書より。）

2 実施機関の主張

従来、本市においては、人事記録台帳の情報公開請求に対し、月額給与額等の秘匿性

の高い情報を除き、一部公開をしてきた。

しかし、人事記録台帳は、職員の入庁から現在に至るまでの人事発令に係る各事項が記されているものであり、全体としてプライバシー性が高いものである。

このような問題意識に基づき、他自治体の事例も参考にしながら、その公開の可否について総務課情報公関係において検討を行った結果、人事記録台帳は一部公開になじまず、その全体が条例第7条第1号本文に該当するものとし、令和3年5月17日付で人事記録台帳の全体を非公開とするよう運用を変更したものである。

なお、職員名簿等は一定期間公表をしているが、それは市政執行における行政の責務として、市民に対する説明責任の観点から公表をしているものであり、人事記録台帳とは考え方を異にするものである。

よって、審査請求人の請求に理由がないことは明らかであるから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

第4 当審査会の判断

1 判断枠組み

本件に先立つ令和3年3月、審査請求人は、原請求の対象となった職員とは異なる職員について同様の情報公開請求（以下「令和3年請求」という。）をしており、これに対し実施機関は、人事記録台帳のうち、月額給与額等が明らかになる部分を非公開情報とし、それ以外の職員氏名、役職、配属先等の情報を公開情報とする令和3年3月23日付け一部公開決定（条例第11条第1項。以下「令和3年処分」という。）をしている。

然るに、実施機関は、令和3年処分について処分時点においては適法な処分であるとしつつも令和3年処分の後、件名を「情報公開請求における人事記録台帳の公開の可否について」とする令和3年5月17日付け総務課長決裁により、同日以降の人事記録台帳の情報公開請求については、人事記録台帳は全体としてプライバシー性が高く部分公開にはなじまないとの理由で人事記録台帳全体を条例第7条第1号本文に基づき非公開決定とする運用に変更するとした（以下「本件運用変更」という。）。なお、本件運用変更は、条例に基づく情報公開請求に係る審査基準（大和市行政手続条例第4条第1項）として定められた「大和市情報公開条例 解釈及び運用の基準」（平成31年4月。以下「本件審査基準」という。）の改正として行われたものではなく、実施機関による事実上の運用の変更と位置付けられるものである。

以上の経緯に鑑み、本審査会は、本件での争点である原処分における条例第7条第1号本文該当性を検討するにあたり、本件運用変更の合理性についても併せて検討することとする。

2 条例第7条第1号本文該当性

(I) 条例第7条第1号本文による非公開情報について

令和3年処分において、実施機関は、月額給与額等が明らかになる部分を条例第7

条第1項本文の非公開情報に該当するとし、それ以外の役職、配属先等については職務遂行情報（条例第7条第1号ただし書エ）として、職員の氏名については市庁舎に備置している職員名簿において既に市民の閲覧の用に供しているため、「慣行として何人にでも公開され」ている情報（条例第7条第1号ただし書ア）として、公開情報としている。

本審査会は、令和3年処分における判断は妥当であり、職員氏名、役職、配属先等を公開しても当該職員のプライバシーを害するものではないと考える。

しかしながら、本件運用変更において、実施機関によれば、人事記録台帳は全体としてプライバシー性が高く部分公開になじまないとしているところ、部分公開について規定する条例8条の解釈と令和3年処分の関係、そして本件への適用について次に検討する。

(2) 条例第8条による部分公開について

条例第8条は、行政文書の一部に条例第7条各号の非公開情報が含まれているときにおいて、「容易に、かつ、公開請求の趣旨が失われない程度に合理的に区分」できる場合の一部公開義務を定める。

本件審査基準によれば、これは、多くの時間と経費をかけることなく、請求者が知りたいという内容を理解し得るように公開情報と非公開情報を区分することができる場合をいい、どの部分に非公開情報が記録されているかという区分が困難な場合や、区分は容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合（電磁的記録の場合等）には、一部公開の義務はなく、全部を公開しない旨の決定を行うこととされている。

これを令和3年処分についてみるに、令和3年処分において、非公開情報としての月額給与額等が明らかになる部分と、それ以外の公開情報としての職員氏名、役職、配属先等の部分を区分しており、この区分は容易に、かつ、公開請求の趣旨が失われない程度の合理的な区分ということが認められる。また、令和3年処分の区分によって当該職員のプライバシーが害されたものとはいえないことは先にみたとおりである。そして、原請求は、対象となる職員が異なるだけで実質的に令和3年請求と同様であるところ、令和3年処分の区分は原請求に係る本件対象文書にもあてはまり、本件対象文書についても条例第8条により部分公開すべきであったものということができる。

そうであるとすると、人事記録台帳は全体としてプライバシー性が高く部分公開になじまないという実施機関の主張は失当であり、これを採用することができない。

(3) 本件運用変更の合理性について

先述のとおり、令和3年処分の区分は、条例第8条に規定する合理的な区分と認められるのであって、原処分に関する、人事記録台帳は全体としてプライバシー性が高く部分公開になじまないという実施機関の主張は採用することはできない。さらに、本件運用変更についても、仮に他の自治体において非公開決定を妥当とする審査会

答申等の事例があるとしても、少なくとも原処分に関する本審査会の審議においてこれを合理的なものとする認めることはできない。

3 結論

以上のことから、実施機関が人事記録台帳全体を条例第7条第1号本文に該当するものとして非公開決定とした判断は妥当ではなく、本審査会は、実施機関に対して改めて令和3年処分と同様に月額給与額等が明らかになる部分を非公開情報として、これ以外の職員氏名、役職、配属先等の部分を公開情報として区分した上で、審査請求人に部分公開するよう求める旨答申する。

第5 審査の経過

令和5年7月10日 審議（同日結審）

